

228 緊急学徒勤労働員方策要綱に付指令

〔昭和十九年一月〕

文甲第四号	起	昭和十九年一月十七日
案	閣議	昭和十九年一月十八日
	施行	昭和十九年一月十八日
	裁可	昭和十九年一月十八日
	行	昭和十九年一月十八日

内閣書記官

(佐藤)

(注記1)

内閣総理大臣	(東条)	内閣書記官長	花押
外務大臣	花押 (重光)	海軍大臣	花押 (島田)
内務大臣	花押 (安藤)	司法大臣	花押 (室村)
大蔵大臣	花押 (賀屋)	農商大臣	花押 (山崎)
陸軍大臣	花押 (東条)	軍需大臣	花押 (東条)
		運輸通信大臣	花押 (八田)
		厚生大臣	花押 (小泉)
		文部大臣	花押 (岡部)
		大東亞大臣	花押 (青木)
		大蔵大臣	花押 (大森)
		陸軍大臣	花押 (後藤)
		運輸通信大臣	花押 (八田)
		文部大臣	花押 (岡部)
		軍需大臣	花押 (東条)
		農商大臣	花押 (山崎)
		司法大臣	花押 (室村)
		海軍大臣	花押 (島田)
		内閣書記官長	花押
		内閣総理大臣	花押

(注記2)

別紙文部厚生両大臣請議
緊急学徒勤労働員方策要綱
右閣議ニ供ス

指令案

緊急学徒勤労働員方策要綱請議ノ通但シ第二要領ニ中「教職員引率ノ下ニ」ヲ「教職員ヲ中心トシテ」ト修正ス

発総一二号

緊急学徒勤労働員方策決定ノ要ヲ認メ別紙要綱案ヲ具シ閣議ヲ請フ

昭和十九年一月十七日

文部大臣子爵 岡部長景 印

厚生大臣 小泉親彦 印

内閣総理大臣 東條英機殿

(注記3)

緊急学徒勤労働員方策要綱 一九、一、一八

第一 方針

学徒勤労働員ニ関シテハ曩ニ決定セル「^(加筆)戦時学徒勤労働員体制確立要綱」及「教育ニ関スル戦時非常措置方策」ノ趣旨ヲ更ニ徹底シ勤労働教育ノ本旨ニ徴シ綜合的且計画的ナル学徒勤労働員ヲ強力ニ実施シ戦力増強ニ挺身セシムルト共ニ戦局ノ現段階ニ処スベキ学徒ノ教育練成ヲ完カラシムルモノトス

第二 要領

一、勤労働員ヲ勤勞セシムベキ工場事業場ヲ特定シ通勤距離、学校又ハ学科ノ種類、学徒ノ年齢及性別等ヲ考慮シ学校ト工場事業場トヲ緊結シ其ノ特定部署ニ対シ通年恒常循環的ニ学徒ヲ勤労働員スル如ク計画ヲ樹立スルコト

二、学徒ノ勤労働員ハ学校ヲ基本トスル団体組織ニ依ルモノトシ当該学校ノ教職員^(抹消)〔引率ノ下ニ〕^(加筆)〔ヲ中心トシテ〕之ヲ組織スルコト

三、学徒ノ従事スベキ工場事業場ニ於ケル作業ハ学校又ハ学科ノ種類、学徒ノ年齢及性別ヲ勘案シテ之ヲ適正ナラシムルコト

四、同一学徒ヲ勤労働ニ勤労働スル期間ハ差当り一年ニ付概ネ四ケ月ヲ標準トシ且継続シテ之ヲ行フヲ立前トスルコト

尚学校又ハ学科ノ種類ニ依リテハ其ノ期間ヲ更ニ長期ナラシムルコトヲ考慮スルコト

五、状況ニ依リ工場事業場ヲシテ学校ノ校地、校舎内ニ設備ヲ講ジ又ハ材料ヲ供給セシメ学校内ニ於テ学徒ヲシテ生産ニ従事セシムルコトニ付テモ方途ヲ講ズルコト

六、前各項ノ外学徒ノ勤労働員ニ関シテハ「^(加筆)戦時学徒勤労働員体制確立要綱」(昭和十八年六月二十五日閣議決定)ニ依ルコト

七、特ニ学徒勤労働員ノ運営ヲ円滑ニシ且其ノ教育実践ノ完璧ヲ期スル為文部省(又ハ地方長官)ノ推薦ニ係ル教職員又ハ関係官吏ヲシテ軍需監理官又ハ勞務監理官ヲ兼任セシムルト共ニ関係工場事業場ニ学徒専門ノ勤勞係員ヲ設置セシメ之ヲ文部省(又ハ地方庁)ノ囑託トシ工場事業場ニ於ケル学徒勤労働管理ノ徹底的刷新ヲ図ルコト

八、学徒勤労働員ノ方法其ノ他必要ナル事項ニ付更ニ国家総動員法ニ基キ法的措置ヲ講ズルコト

九、学徒勤労働管理関係者ノ識見向上ノ為速ニ講習其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルコト

備考

一、学徒ニ対シテハ其ノ勤労働員セラレテ従事シタル工場事業場ノ作業ニ即応シ短期技術教育訓練ヲ実施スルト共ニ右教育訓練ヲ経タル学校卒業生ノ所遇ノ向上並ニ資格檢定ニ付考慮スルコト

二、学徒勤労働ニ対スル報酬方法ニ関シ別途考究スルモノトスルコト

〔加筆〕
〔参照〕

学徒戦時動員体制確立要綱

(一八、六、二五)
閣議決定

第一 方針

大東亜戦争ノ現段階ニ対処シ教育練成内容ノ一環トシテ学徒ノ戦時動員体制ヲ確立シ学徒ヲシテ有事即応ノ態勢ヲラシムルト共ニ之ガ勤労働員ヲ強化シテ学徒尽忠ノ至誠ヲ傾ケ其ノ総力ヲ戦力増強ニ結集セシメントス

第二 要領

一、有事即応態勢ノ確立

学徒ヲシテ将来ノ軍務ニ備ヘ国防能力ノ増強ヲ図ラシムルト共ニ必要ニ当リテハ直接国土防衛ニ全面的ニ協力セシムルモノトシ之ガ為概ネ左記各項ノ方途ヲ講ズ

(一) 学校報国団ノ隊組織ヲ直ニ国土防衛ニ有効ニ動員シ得ル如ク強化ス

(二) 「戦時学徒体育訓練実施要綱」ニ基ク体育訓練ヲ強化シ特ニ大学、高等専門学校、中等学校第三学年程度以上ノ男子学徒ニ付戦技訓練ヲ徹底ス

(三) 前項ノ学徒ニ付航空、海洋、機甲、馬事、通信等ノ特技訓練ノ強化ヲ図ル為学徒ノ適性登録制度ヲ確立シ本人ノ適性ニ従ヒ特技訓練ヲ実施ス

(四) 基本訓練種目、戦技訓練種目及特技訓練種目ニ付中等学校ヨリ大学ニ至ル訓練教程ヲ総合的且各学校ノ段階ニ適応スル如ク制定シ以テ訓練ノ適正ト徹底ヲ図ル

(五) 学徒全員ニ対スル防空訓練ヲ徹底スルト共ニ防空勤務補助員トシテノ訓練ヲ強化スルモノトシ特ニ特技隊及特別警備隊トシテノ訓練ヲ強化ス

(六) 中等学校以上ノ女子学徒ニ対シ看護其ノ他保健衛生ニ関スル訓練ヲ強化シ必要ニ際シ戦時救護ニ従事セシメルモノトシ之ガ為必要ナル施設ヲ整備ス

二、勤労働員ノ強化

学徒ヲシテ挺身国家緊要ノ業務ニ従事セシメ其ノ心身ノ練成ヲ全カラシムルモノトシ左記各項ニ依リ食糧増産、国防施設建設、緊要物資生産、輸送力増強等ニ其ノ重点ヲ指向シ之ガ積極強力ナル動員ヲ図ル

(一) 勤労働員ハ国民動員ノ要請ニ即応シ学校ノ種類程度ニ応ズル作業種目ノ適正ナル選択ニ依リ作業効率ノ向上、作業量ノ増嵩ヲ図ル

(二) 勤労働員ノ期間ハ学校ノ種類程度ト作業種目ヲ勘案ノ上国家ノ要請ニ即応セシム

(三) 作業ト学校トノ臨時且分散的ナル関係ヲ可及的改メ力メテ之ヲ当時且集注的ナラシム

(四) 勤労作業ノ対象タル事業ノ管理者ニ対シ学徒勤労作業ノ意義ヲ徹底セシムルト共ニ学徒ニ対シ事業ノ性質ヲ十分理解セシメ尚学校当事者ト〔事業管理者〕ノ緊密ナル連繫ニ依リ作業場ニ於ケル学徒ノ取扱ヲ一層適正ナラシム

(五) 員数及期間ガ相当多数且長期ニ亘ル学徒ノ動員ニ付テ

ハ学校移駐ノ考ヘ方等ニ依リ之ヲ実施セシム

- (六) 学徒ノ養護ニ一層周到ナル注意ヲ払ヒ作業ノ種類性質ニ即応スル学徒ノ配置ヲ行ヒ作業ニ因ル傷痍其ノ他ノ事故ノ予防救護ニ遺憾ナカラシム

(七) 食糧増産作業ニ付テハ食糧増産応急対策(閣議決定)

ニ即応シ従来実施シ来レル農料^(マ)応援作業等ヲ強化スルノ外左記各項ノ方途ヲ講ス

- (イ) 耕作廃止畑、伐木跡地、河川敷、工場^(ママ)建築予定地等
空閑地ニ付極力学校直営ノ学校報国農場ヲ創設セシメ
米、麦、大豆、馬鈴薯、甘藷等ヲ栽培セシム

(ロ) 既設ノ学校報国農場其ノ他ノ附属農園ニ付テハ米、
麦、大豆、馬鈴薯、甘藷等ヲ栽培セシメ学校附属ノ農業
実習地及一般学校用地ニ付テモ主要食糧及雑穀ヲ栽培
セシム

(ハ) 収穫物ノ運搬、害虫駆除、除草、緑肥刈取等ニ付学
校ノ種類、程度、所在地等ヲ勘案シ特定ノ学校ヲシテ
可及的の一定地域ノ作業ヲ担当セシメ以テ学校ト作業地
トノ緊結ヲ図ル

(ニ) 可耕荒廢地、開墾可能地ノ簡易開墾、湿地埋立、排
水施設ノ整備、耕地整理、牧野改良等ニ付テハ一校又
ハ数校ヲ特定シテ力メテ一貫作業ヲ目途トシテ之カ完
成ニ協力セシム

(ハ) 各種ノ工場事業場等ニ於ケル勤労働員ニ付テハ特ニ左
記各項ヲ^(ママ)考慮シ之ガ実効ヲ収メシム

(イ) 学校ノ種類、程度及土地ノ情況ヲ勘案シ適當ナル計

画ヲ得タル^(ママ)場合ハ通年常時循環シテ計画のニ一定要
員ヲ出勤セシム

(ロ) 学徒ノ専門技能ハ力メテ之ヲ活用ス

(ハ) 学校ノ実習場等ニ於テモ工場ト連繫ヲ密ニシ其ノ委
託作業ニ従事セシム

(九) 女子ニ在リテハ前各項ニ依ルノ外特ニ中等学校以上ノ
学校ニ付工場地域、農村等ニ簡易又ハ季節的幼稚園、保
育所及共同炊事場ヲ設置セシメ又ハ他ノ経営スル斯種施
設ニ於テ保育等ニ従事セシム

第三、措置

一、学徒動員ノ運営ヲ適正ナラシメ且其ノ効率ノ向上ヲ図ル
為文部省ハ学徒動員ニ関スル機構ヲ整備スルト共ニ関係ノ
各庁及諸団体ノ連絡協議会ヲ設置ス

二、学校報国団中央及地方本部ノ組織及機能ノ整備強化ヲ図
ル

三、本件実施ニ要スル経費ニ付テハ既ニ成立セル予算ノ活用
ヲ図ルノ外要スレバ必要ナル予算的措置ヲ講ズ

(注記⁴)

○教育ニ関スル戦時非常措置方策 (一八、一〇、一二)
(閣議決定)

第一方針

現時局ニ対処スル国内態^(ママ)生強化方策ノ一環トシテ学校教育ニ
関スル戦時非常措置ヲ講ジ施策ノ目標ヲ悠久ナル国運ノ發展
ヲ考ヘツツ当面ノ戦争遂行力ノ増強ヲ図ルノ一事ニ集中スル

モノトス

第二措置

一、学校教育ノ全般ニ亘リ決戦下ニ対処スベキ行学一体ノ本義ニ徹シ教育内容ノ徹底的刷新ト能率化トヲ図リ国防訓練ノ強化、勤労働員ノ積極且ツ徹底の実施ノ為学校ニ関シ左ノ措置ヲ講ズ

(一) 国民学校

義務教育八年制ノ実施ハ当分ノ内之ヲ延期ス

(二) 青年学校

工場事業場ニ於テ生産ニ従事スル生徒ニ付テハ教室内ニ於□^{ケル}□授業ハ極力之ヲ縮減スルト共ニ職場ノ実情ニ即シテ生産ノ増強、戦力ノ増進ニ資スル如ク刷新改善ス

(三) 中等学校

(イ) 昭和十九年三月ヨリ四学年修了者ニモ上級学校入学ノ資格ヲ附与シ昭和二十年三月ヨリ中等学校四年制施行期ヲ繰下ゲ実施ス

(ロ) 昭和十九年度ニ於ケル中学校及高等女学校ノ入学定員ハ全国ヲ通シ概ネ前年度ノ入学定員ヲ超エシメズ工業学校、農業学校、女子商業学校ハ之ヲ拡充ス

(ハ) 男子商業学校ニ就テハ昭和十九年度ニ於テ工業学校、農業学校、女子商業学校ニ転換スルモノヲ除キ之ヲ整理縮少ス

(四) 高等学校

(イ) 高等学校ニ付テハ徴兵適齡ニ達セサル者、入学延期ノ

措置ヲ受クル者等ニ対スル授業ハ之ヲ継続ス

(ロ) 昭和十九年度ノ入学定員ハ文科ニ在リテハ全国ヲ通シ概ネ従前ノ三分ノ一ヲ超エシメス、理科ニ在リテハ所要ノ拡充ヲ行フ

(五) 大学及専門学校

(イ) 大学及^(マ)専門学校ニ付テハ徴兵適齡ニ達セサル者、入学延期ノ措置ヲ受クル者等ニ対スル授業ハ之ヲ継続ス

(ロ) 理科系大学及専門学校ハ之ヲ整備拡充スルト共ニ文科系大学及専門学校ノ理科系ヘノ転換ヲ図ル

(ハ) 文科系大学及専門学校ニ付テハ徵集猶予ノ停止ニ伴フ授業上ノ関係並ニ防空上ノ見地ニ基キ必要アルトキハ適當ナル箇所ヘ移転整理ヲ行フ

私立ノ文科系大学及専門学校ニ対シテハ^(加)其ノ「教育内容ノ整備改善ヲ図ルト共ニ相当数ノ大学ハ之ヲ専門学校ニ転換セシメ専門学校今後ノ入学定員ハ概ネ従前ノ二分ノ一程度タラシムルヤウ之ガ統合整理ヲ行フ

(ニ) 女子専門学校ハ前項ノ整理ノ目標ノ外トシ其ノ教育内容ニ付テハ男子ノ職場ニ代ハルベキ職業教育ヲ施スガ為ニ所要ノ改正ヲ行フ

(六) 各種学校

(イ) 男子ニ付テハ専檢指定学校及特ニ指定スルモノノ外之ヲ整理ス

(ロ) 女子ニ付テハ専檢指定学校ノ外戦時国民生活確保ト緊要ナルモノ及職業指導上必要ナルモノヲ除キ之ヲ整理

ス

二、教員ノ確保ヲ図^(マ)為概ネ左ノ措置ヲ講ズ

(イ)教員養成諸学校ニ付テハ其ノ授業ヲ継続ス

(ロ)教員養成諸学校卒業者ニ付テハ従前別段ノ定ナキ者ニ

在リテモ一定年限ノ就職義務ヲ課ス

(ハ)現役以外ノ軍人及嘗テ軍人又ハ官吏タリシ者其ノ他学

識徳望アル者ヲ教育者トシテ採用スルノ方途ヲ講ズル

ト共ニ技術者其ノ他実務担当者ニ付広クソノ協力ヲ得

ル如ク措置ス

(ニ)教育養成諸学校ニ付所要ノ拡充ヲ図ル

三、教育実践ノ一環トシテ学徒ノ戦時勤労働員ヲ高度ニ強化

シ在学期間中一年ニ付概ネ三分ノ一相当期間ニ於テ之ヲ実

施ス

四、在学中徴集セラレタル者ノ卒業資格賦与ニ付テハ特別ノ

取扱ヲ考慮ス

五、在学中徴集セラレタル者ノ除隊後ノ復学ニ付テハ特別ノ

便宜ヲ図ルト共ニ統合整理セラレタル学校ノ旧在学者アル

場合ニ於テハ臨時ニ必要ナル施設ヲ講ズ

六、学校ノ統合整理ニ伴フ教職員ノ措置ニ関シテハ綜合的ニ

之ガ再配置ヲ図リ転換スル学校其ノ他必要ナル部面ノ所要

ニ充当シ特ニ大学、専門学校教職員ニ付テハ可及的其ノ研

究ヲ継続シ得ル如ク措置ス

七、本要綱実施ノ為必要アルトキハ学校及学科ノ廃止、授業

ノ停止、定員ノ減少、学校ノ移転等ヲ命シ得ル如ク法制上

必要ナル措置ヲ講ズ

八、学校ノ整理、転換、移転等ヲ命シタル場合又ハ本要綱実

施上特別ノ必要アル場合ハ政府ニ於テ之ガ補助其ノ他必要

ナル方途ヲ講ズ

尚特ニ私立ノ理科系大学及専門学校ノ場合ニ在リテハ其ノ

学校ノ經理上必要アリト認メタルトキハ政府ニ於テ經常費

ニ付適當ナル補助ヲ為スモノトス

〔注記1〕

〔修正アリ〕

〔注記2〕

〔抹消〕〔加筆〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記3〕

〔朱書〕〔極秘〕

〔注記4〕

〔朱書〕〔参考〕

〔公文類集 第六十八編 昭和十九年
卷七十四 学事門二 国民学校 2A, 13, ②2872
雑誌〕